

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
江口 新	1,555,714	10.06
Sunrise Capital , L.P.	854,735	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	798,000	5.16
Sunrise Capital (Non-U.S.), L.P.	761,075	4.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	551,149	3.56
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	516,000	3.34
NOMURA INTERNATIONAL PLC TOKYO TRADE 1	473,100	3.06
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	435,200	2.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	399,451	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	380,800	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 上記の大株主の状況は、2017年8月31日時点です。
- 上記のほか、自己株式が400,036株あります。
- 三井住友アセットマネジメント株式会社から、2017年8月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が2017年8月15日現在で保有株券等の数701,800株、株券等保有割合4.54%を所有している旨が記載されているものの、当社として2017年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- フィデリティ投信株式会社から、2017年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年8月31日現在で保有株券等の数810,100株、株券等保有割合5.24%を所有している旨が記載されているものの、当社として2017年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小路 敏宗	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小路 敏宗			弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 当社と小路敏宗氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査担当者は、それぞれの監査方針・重点項目を共有するための連絡協議会や、共同での部門監査等を実施している。また、各決算後には会計監査人から監査役及び内部監査担当者に対してフィードバックが行われ、監査役及び内部監査担当者は重点項目設定の参考としている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
糟谷 祐一郎	公認会計士													
藤本 哲也	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
糟谷 祐一郎			公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 当社と糟谷祐一郎氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。
藤本 哲也			税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。 当社と藤本哲也氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会において率直・活発・建設的な議論や検討ができることを目的として、独立性基準を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社役員及び当社従業員に対し、2017年5月末時点のストックオプションの未行使残高となる株式数は合計419,380株であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(2017年2月期)

	報酬等の総額	基本報酬	対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	262,760千円	262,760千円	5名
監査役(社外監査役を除く)	6,000千円	6,000千円	1名
社外取締役	3,300千円	3,300千円	5名
社外監査役	6,600千円	6,600千円	3名

(注) 上記には、2016年12月9日付で辞任した取締役1名を含んでおります。また、2017年5月30日付で退任した社外取締役1名及び2016年3月23日付で退任した社外取締役3名、社外監査役1名は無報酬ですが「対象となる役員の員数」に含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認頂いた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により個別報酬額の決定を代表取締役社長へ一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制としましては、必要に応じて管理部が適宜必要なサポートを行っております。特に、兼任ではありませんが管理部スタッフが社外監査役のサポート役を務めており、監査役の指示の下で必要な情報収集や調査等を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役が議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を強め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、職務権限規程に定める客観的基準のもとに、取締役会は、会社法等の法令により取締役会決議事項とされるもののほか、経営計画、事業計画及び予算等の職務権限規程に定める経営上重要な事項について審議・決定しており、それ以外の業務執行権限については、同規程に基づき、経営陣へ委譲しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

(2)当社は取締役5名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名、常勤監査役1名)が在任しております。常勤監査役の奥山芳貴氏は企業経営における豊富な知見を有しており、社外取締役の小路敏宗氏及び社外監査役の糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏はそれぞれ弁護士、公認会計士、税理士であります。以上の布陣により、当社経営陣に対し総合的な助言や牽制機能が働く体制となっております。

取締役会は原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ活性化を図

られており、経営の客観性と透明性の確保に努めております。監査役会についても原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

(3) 会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査日程は、期末に偏ることなく期中においても適時監査が実施されております。また、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。

(4) 社内コンプライアンス体制の整備として、セクハラ・パワハラに関する社内窓口や、コンプライアンス全般に関する内部通報制度を設けております。

なお、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社においては、1名の社外取締役と2名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘を頂き、代表取締役社長及び取締役の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会集中日に該当致しません。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様のご便宜を図るため、パソコン、スマートフォン、または携帯電話からのインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令に基づく開示のほか、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期決算発表後、本決算発表後の年2回定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに決算情報(決算短信、四半期報告書、有価証券報告書)、決算説明会資料、適時開示資料、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、管理部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、取締役会で定められた「職務権限規程」に基づき、その職務を執行し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等を遵守する体制を推進するとともに、必要に応じて研修を行う。

(2) 取締役及び使用人は、取締役会で定められた「内部通報規程」に基づき、社外窓口として顧問弁護士事務所を内部通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。法令、定款等違反の行為が発見された場合には、管理部が顧問弁護士事務所と連携し、取締役会に報告のうえ、社外弁護士その他の外部専門家とも協力しながら対応に努める。

(3) 内部監査担当者を選任のうえ、内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行に関し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等との適合状況を調査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書若しくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。

3. 損失の危険の管理に関する体制

(1) リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理する。

(2) 各担当部署はその担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。また、自部署の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

(3) 管理部をリスク管理担当部門とし、牽制機能として二次リスク管理を行い、組織横断的・総合的なリスク管理を推進する体制とする。

(4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告し、必要に応じて、適切な対応を行う。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

(1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的な意思決定を行う。

(2) 職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、定められたルールに従って行わせるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証する。

(3) 「予算管理規程」に基づき、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、営業会議、取締役会におけるレビュー、改善策の実施等により、取締役の職務の効率性を確保する。

(4) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

(2) 監査役は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。

(2) 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施する。

(3) 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、その指示の実効性を確保する。

7. 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他の事項に関する報告を行う。

(2) 取締役及び使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす可能性のある事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款等違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。

(3) 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。

(4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議において、意見を述べることもできる。その機会を確保する。

(2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、組織的に対応することを基本方針としております。

また、当方針を明確にするため、2015年5月15日の取締役会にて反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力排除マニュアルを決議しております。その一部を抜粋すると以下の通りです。

(基本方針)

会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(来社時の対応)

反社会的勢力の関係者と思われる者が来社したときの対応は、「反社会的勢力排除マニュアル」に沿って行うものとする。

(届出)

反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときは、直ちに警察に届け出る。

2 従業員が反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出る。

(捜査協力)

会社は、警察による捜査に全面的に協力する。

(第三者の仲介)

会社は、いかなる場合においても、民暴トラブルの解決について、第三者に仲介、斡旋等を依頼しない。

2 会社は、第三者が、民暴トラブルの解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

(仮処分の申請)

反社会的勢力の関係者が執拗に面会を強求するときは、裁判所に対し、面会禁止の仮処分命令を申請する。

2 反社会的勢力の関係者が執拗に電話をかけるときは、裁判所に対し、電話禁止の仮処分命令を申請する。

3 反社会的勢力の関係者が執拗に街宣車による街宣を行うときは、裁判所に対し、業務妨害禁止の仮処分命令を申請する。

(暴力団排除条項)

当社が使用する契約書や取引約款の中に、反社会的勢力が当社との取引の相手方となることを拒絶する旨、及び取引開始後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除することができる旨の規定である「暴力団排除条項」を盛り込むこととする。

2 締結済みの契約については、契約更改手続により、暴力団排除条項を盛り込むように努めなければならない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

今後、規模の拡大や状況に合わせて必要に応じて検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。

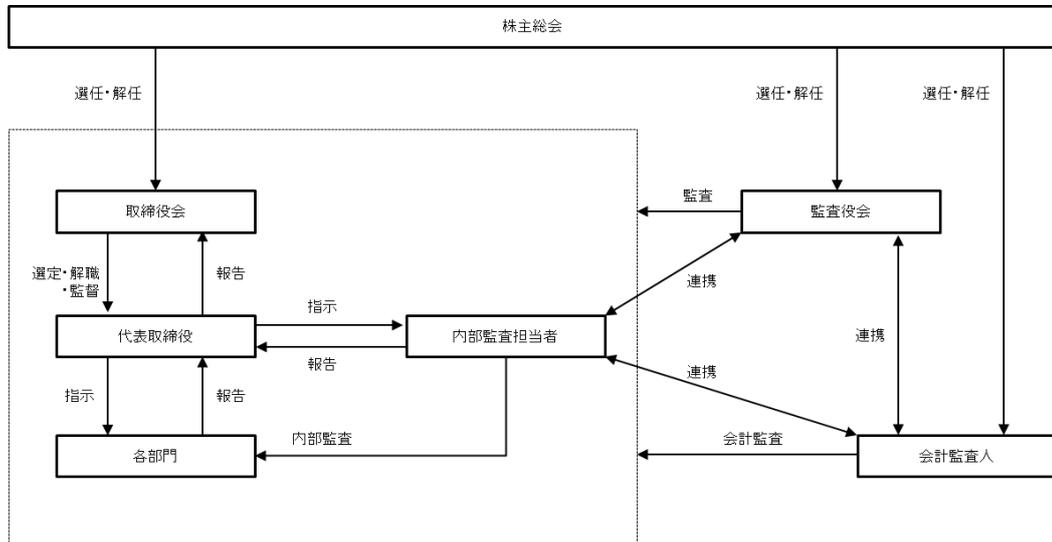
(2)適時開示体制について

当社は、管理本部長を適時開示の責任者としております。

当社は、金融商品取引法やその他関連法案を順守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

詳細は模式図(参考資料)をご参照ください。

【コーポレート・ガバナンスの体制図】



【適時開示体制の概要図】

〈当社に係る決定事実・決算に関する情報等〉



〈当社に係る発生事実に関する情報等〉

